

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

わが国の高齢化は世界に比類のないスピードで進行しており、高齢者への対策が急務であります。

平成17年5月、富士見市に住む80歳と78歳の認知症の姉妹が、業者に勧められるまま住宅リフォームを繰り返し、自宅が競売にかけられる事件が発覚しました。毎日のようにテレビ新聞等に報道されたとおりですが、成年後見制度をもう少し早く知っていれば、このような被害に遭わなくても済んだものと思います。

平成12年4月に介護保険の施行と同時に始まった「新しい成年後見制度」。この制度は介護保険と車の両輪として始まったわけですが、介護保険の方は、利用者が年々増え続け、制度はかなり理解されているといわれます。

一方、成年後見制度は、少しずつではあるが利用者が増えてきていますが、制度の仕組みや費用、相談先など、まだよく知られていないのが実情です。

国の福祉政策が、「措置から契約」へと転換されたとはいえ、富士見市でのような事件の被害を防ぐには、成年後見制度をもっと普及・活用させるべきです。

## 2 申請に至るまでの経過

私たちは、この成年後見制度の普及・活用を行ない、地域の高齢者や障害者の福祉の増進に寄与することを目的に、平成17年4月に立ち上げました。

以来、内部研修を行なって会員の資質の向上をはかりながら、「成年後見制度」に関する支援、相談を行なってきました。

今般、これまで研修で培ってきた「成年後見制度」を、より多くの人々に活用していただける社会的な役割を担う組織として、特定非営利活動法人埼玉成年後見支援センターを設立することといたしました。

平成19年3月15日午後2時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、平成19年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などについての案を審議しました。

平成19年4月17日午後4時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、平成19年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定しました。

私たちは、NPO法人取得後も、地域に根ざし、真心のこもった活動をすることによって、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、あわせて社会福祉の増進を図ってまいります。豊かな長寿社会と実りある21世紀を実現しましょう。

平成19年4月17日

特定非営利活動法人 埼玉成年後見支援センター  
設立代表者 埼玉県さいたま市中央区八王子5丁目3番14号  
藤原 欽彌